

# 「社会的包摂」という視点からみたキャリア教育と 「いじめ」「不登校」問題における課題

～秋田県藤里町社会福祉協議会の「ひきこもり」支援を参考にして～

Problems of Career Education, Bullying and Nonattendance at  
School from the Viewpoint of Social Inclusion:  
With Reference to “Hikikomori” Support of Fujisato Town Council  
of Social Welfare, Akita Prefecture

清多 英羽\* 小池 孝範\*\*  
Hideha SETA\* Takanori KOIKE\*\*

\* 青森中央短期大学幼児保育学科

\*Department of Infant Education, Aomori Chuo Junior College

\*\* 秋田大学教育文化学部

\*\*Faculty of Education and Human Studies, Akita University

## はじめに

日本の子どもたちの相対的貧困率<sup>1</sup>は、1990年以降、上昇している。2012年には子どもがいる世帯全体の15.1%を占め、そのうち大人が一人の世帯に限っては、54.6%と、実に、過半数を超えている<sup>2</sup>。このことは、離婚率の上昇に伴い、片親の子育て世帯が増加しており、彼らが経済的に苦勞しているという現状を示している。加えて、経済的理由により就学が困難と認められた小中学生は約155万人であり、就学援助率は過去10年間にわたって増加し続けている<sup>3</sup>。また、日本の相対的貧困率は、近年上昇傾向にあるとともに、国際的にみても高いとされ、イスラエル、メキシコ、トルコ、チリ、米国に次いで5位であり、OECD参加国平均を上回っている。詳しくみれば、子どもの相対的貧困率は、11位であり、OECD参加国平均を上回っている<sup>4</sup>。

1 OECDによれば、相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの、である。

2 平成27年度版『子供・若者白書』（内閣府）

3 同上

4 高田創「日本の格差に関する現状」みずほ総合研究所、2015年

日本が本格的な高齢化社会を迎えていることもあり、貧困率を示すデータの解釈には一定の配慮が必要だが、端的に、経済的に恵まれた家庭と貧しい家庭の両極化が進んでいるというエビデンスが公表されるようになって、わたしたちが「格差社会」という用語を聞く機会も増えてきた<sup>5</sup>。「格差社会」の進行とともに、社会的弱者と呼ばれる、高齢者、障害者、幼児・児童など、特別な配慮が必要とされる層は、大なり小なり様々な被害を被ることになる<sup>6</sup>。彼らは社会からなんらかの形で疎外され、医療や福祉、労働、教育などの公的な支援を受けられないケースがある<sup>7</sup>。このような事情から、今、社会的排除を受ける人々を、いかにして社会参加へ誘うのかという「社会的包摂」の概念が注目されている。

本稿の目的は、いま注目を浴びている「社会的包摂」という観点から、学校教育における「キャリア教育」や「いじめ」「不登校」といった教育的現実について、秋田県藤里町社会福祉協議会（以下、藤里社協）の「ひきこもり」支援を引き合いに出しながら、それらに内在する課題を提起することである。以下では、「社会的排除」や「社会的包摂」の概念、その歴史的経緯を整理した後で、藤里社協による「ひきこもり」支援の取り組みの本質に触れ、学校教育における様々な課題を指摘していく。

## 第1節 社会的排除とは

周知の通り、わが国では、現在、社会保障制度の見直しが急務とされている。見直しの理由の一つは、年齢別の人口構成比の変化である。平均寿命の伸長や、少子高齢化の進行によって、日本の総人口は、2060年には9千万人を割り込む目算である。極端な人口減に加えて、全人口に占める15～59歳の割合は、現在の半分近くにまで減少することになる<sup>8</sup>。実に、人口の4割以上が60歳以上を占めるという見通しである<sup>9</sup>。もう一つは、社会保障の対象者を過度に保護し続けることによって、逆に彼らを様々な面で社会から排除してしまうという矛盾を抱えたシステムのあり方である。社会的弱者を「弱い状態のまま」にしてしまうようなシステム（生活保護制度等）には以前より再考の余地があるとの指摘がある<sup>10</sup>。

このような現状や確実な見通しの下で、いま、日本国内でも「社会的包摂」(social inclusion)の理念が注目を浴びている。「社会的包摂」とは、「社会的排除」の対概念であり、いわゆる「居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域から離脱」した人々をいかに社会参加へと導くための支援をするかという文脈で引き合いに出される用語である。1992年に欧州委員会は、「社会的排除」(social exclusion)を次のように定義している。

社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的

5 橋本俊詔『格差社会—何が問題なのか』、岩波新書、2006年

6 阿部彩『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂』、講談社現代新書、2011年

7 石川結貴『ルポ居所不明児童—消えた子どもたち』、ちくま新書、2015年

8 内閣府『平成27年版 高齢社会白書』

9 同上

10 内藤直樹・山北輝裕編『社会的包摂排除の人類学』、昭和堂、2014年

な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである<sup>11</sup>。

このように、「社会的排除」とは、身の回りの物や財を失ったばかりではなく、住む場所や教育の機会、保健サービス、行政支援、就業などから個人が排除され、社会の周縁領域へと追いやられていくことを指す用語である。

社会的排除リスク調査チームによる報告書「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」<sup>12</sup>によれば、われわれの社会は、いまや「生きづらさ」を抱えており、そのせいで多くの若者が社会的排除の憂き目にあっている。報告書では様々な「生きづらさ」が調査結果として提示されているが、特に若者に固有の要因としてあげられているのが、子ども期に発生した潜在リスク（本人の障害、出身家庭の環境、教育関係）や、成人期に発生した潜在リスク（本人の疾病・障害、職場環境、生活環境、家庭環境）である。子ども期に発生したリスクの中でも、障害に関しては、近年、通常の学級の6%以上に及ぶ発達障害のある児童生徒数の増加が報告されており<sup>13</sup>、看過できない状況にある。また、相対的貧困率の上昇、離婚率の上昇、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題などが特筆に値する具体的な例だと言える。また、学校教育を終えて社会に出たばかりの成人であっても、同様のリスクを抱えて就業していれば、常に社会的な排除の危険と隣り合わせだと言える。

報告書においては、こうした社会的排除の危機にさらされている人々を、次の三つのタイプに整理している。

- ① 生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」から排除へとつながるケース：早期発見、親への働きかけ、適切なプログラムと実施機関の普及、成人期の支援
- ② 家庭環境の様々な問題から排除へとつながるケース：子どもへの直接支援、子どもが相談しやすい環境の整備、子どもと接する大人（援助者）への教育・支援、保護者への支援、成人してからの「帰る場所」の提供
- ③ 学校や職場などの劣悪な環境が排除へと促すケース：スタートラインとしての教育現場、地域の企業・自治体との連携（人・ネットワーク）、雇用の改善、職の保障（創出）、フォローアップ・サポート

それぞれの「生きづらさ」から、社会の周縁領域へと追いやられていく様子が報告されている。こうした「生きづらさ」は、戦前の日本人が経験してこなかったことであり、現代人は、この意味で、

---

11 社会的排除リスク調査チーム「社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～」内閣官房社会的包摂推進室、2012年

12 同上

13 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」、2012年12月

新しい共同体のあり方の局面に入ってきたのだとも言えるだろう。昭和初期までみられた伝統的な日本社会のあり方は、地縁・血縁（イエ、ムラ）を土台にした社会であり、個人はどこかの集団に永続的・強制的に「帰属」させられるという、社会的排除を受けるリスクの低い社会だった<sup>14</sup>。しかし、現代の日本社会は、「自由な個人」による主体的・自律的活動を基調とし、個人による集団への帰属は不安定で、社会的排除のリスクが高いと言える<sup>15</sup>。

なぜこのような変化が戦後の日本社会に起きたのか、その原因の分析は他稿に譲るとして、本稿が問題として取り上げるのは、こうした変化に柔軟に対応できるような、社会的排除の予防策として日本の学校教育において包括的な教育（comprehensive education）が必要なにもかかわらず、「キャリア教育」（一次的な予防）や「いじめ」「不登校」への対応（危機、脱落への対応）は、はたして柔軟に、効果的に実施されているのだろうかという問いである。続く節では、この問いに関係した重要な示唆に富む実践を行い、社会関係資本に基づいた「社会的包摂」の具体的な取り組み例として、藤里社協の「ひきこもり」支援を取り上げる。

## 第2節 秋田県藤里町社会福祉協議会の「ひきこもり」支援

秋田県と青森県の県境に位置する秋田県藤里町は、人口約3500人（2016年4月現在）の自治体である。2012年からの4年間で町の人口の一角が失われており、急速に過疎化の進む、いわゆる消滅可能性都市<sup>16</sup>である。

その藤里町で、2006年に藤里社協が調査した結果、「ひきこもり」が100人ほどいたと判明した（当時の人口が約4000人）<sup>17</sup>。東北地方の山奥の町で、町民の間の高い「ひきこもり率」が明るみになったことは社会福祉協議会で働く人々に衝撃をもって受け入れられた。一般には、都会に暮らす人々よりも、地方で暮らす人々の方が、近所付き合いをはじめとした、いわゆる人と人との絆で地域社会が固く結束しており、「ひきこもり」になりにくいような先入観があると思われるが、この調査結果はそうしたイメージを覆すものだった。

調査に関わった社会福祉協議会の職員は、この結果に驚きつつも、「ひきこもり」への支援は社会福祉協議会が行うべき仕事ではないとの考え方も根強くあった<sup>18</sup>。「ひきこもり」の人々への対応は、本来、医療従事者によるカウンセリングをはじめとした心のケアや教育職である学校の教員による家庭訪問やキャリア教育によって、これまで賄われてきた経緯がある。したがって、そこに福祉専門職である社会福祉協議会の職員が積極的に関与することへの抵抗感は推して知るべしだった。

周囲の懸念もそこそこに、2010年、藤里町社会福祉協議会では、「ひきこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業（こみっと事業）」を開始する。「ひきこもり」支援はステレオタイプな見方をすれば、本来、社会福祉協議会の主要な仕事ではなかったが、社会福祉協議会にできる何かがあ

14 加藤彰彦・戸石七生・林研三編「家と共同性（家族研究の最前線）」日本経済評論社、2016年

15 半藤一利『昭和史 戦後篇 1945-1989』平凡社ライブラリー、2009年

16 2010年の日本創成会議（座長・増田寛也）・人口減少問題検討分科会の推計による。

17 藤里町社会福祉協議会/秋田魁新報社共同編集『ひきこもり 町おこしに発つ』秋田魁新報社、2012年

18 菊池まゆみ『「藤里方式」が止まらない』萌書房、2015年



資料1 福祉の拠点こみっと・リーフレット

資料2 自立訓練事業所くまげら館リーフレット

るのではないかと、という発想の転換からのことだった。そして、この取り組みから6年後、「ひきこもり」支援が一巡し、支援を開始した頃に数えられていた「ひきこもり」はほとんどいなくなったということである<sup>19</sup>。

藤里社協の「ひきこもり」支援は、多岐にわたり、アイデアと活力にあふれ、組織的に活動されているが、ここでは中でも効果的だったとされている取り組みに触れていく。

資料1の「福祉の拠点こみっと」であるが、この施設は平日8:30~17:00まで開所している福祉の拠点であり、主な対象者は「ひきこもり、不就労・障害者等の方々」とされている。会議室やサークル室、相談室、調理室、お食事処というスペースが確保され、気軽に利用できることが案内されている。調理室では実際に「ひきこもり」の人が調理して、お食事処では彼らが注文をとるという仕事を行う。つまり、この会館は「ひきこもり」の人々の寄り合いの場にとどまらず、「労働」の場にもなっている。「ひきこもり」の人々に対して、ただ、何の目的もなく家から外へ出てくるように諭してもそううまくいくものではない。そこで、「福祉の拠点こみっと」の意義の一つに、自分の役割や居場所という含意のある「労働」を絡めたという発想だった。手探りで始まった取り組みは、次第に成果をあげるようになる。彼らは個人レベルではそれぞれの抱えている問題は様々であり、かつ福祉としての支援に限定して行ったため、いわゆる医療従事者が行うようなカウンセリング等はしないというルールの下で実行された試みだった。そして、資料2の「自立訓練事業所 くまげら館」のような施設で集団生活を家から外に出て営むことができるようになると、社会復帰への道が大きく開けることになる。

藤里社協の「ひきこもり」支援からみえてくるものは、社会的排除リスク調査チームによる報告書で指摘されているように、「ひきこもり」の人々が様々なきっかけで「社会的排除」を経験していたことである。ひとりひとりの置かれている状況が異なるということは、一般には、対応策が個別的で、それぞれ異なるということの意味するが、藤里の例では臨時的な方途にこだわらず、そもそもその点に注力はしない。それは、福祉専門職には分不相応な仕事である、という謙虚な姿勢からである。そ

19「ひきこもり」支援の経緯については、2013年10月28日放送の「クローズアップ現代」(NHK)によって詳細にレポートされている。

うではなく、ただ「居場所」と「仕事」を提供するというシンプルな方策に限定している。その先で、「ひきこもり」の人々がどのように変貌を遂げていくのかは彼ら自身の事柄なので、関わりの本質は「居場所」と「仕事」の提供ということになる<sup>20</sup>。また、「ひきこもり」の人々の中での全体的な傾向としてみられたのは、40代が多く、藤里社協の職員の感覚では、意外に「普通」の人が多くという印象だったようだ。

ところで、こうした現象は藤里町に限ったことなのだろうか？

似たような事情の自治体は全国にいくらかもあるだろう。藤里町でも社会福祉協議会が手をつけるまでは詳細が不明だったわけで、同じような状況に置かれている自治体は少なくないはずである<sup>21</sup>。わたしたちの暮らしている自治体の中にも、潜在的に、表立って公表されていない「ひきこもり」の人々が存在しているはずである。そして、そのほとんどが固有の「生きづらさ」を抱えていると予想される。次節では、こうした「社会的排除」という現状に関して、学校教育における「キャリア教育」と「いじめ」「不登校」等の生徒指導を「社会的包摂」と関連づけて論じ、その課題を洗い出したい。

### 第3節 学校教育におけるキャリア教育と「いじめ」「不登校」等の生徒指導

#### (1) キャリア教育

まず、これまで日本の学校教育において、キャリア教育が実施されてきた経緯を簡単に振り返る。

1999年に、中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の中で、「学校教育と職業生活との接続」の改善や、「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある」と提言され、21世紀を目前にしてキャリア教育への注目度が上がった。戦前の学校教育制度が職業教育と深く結びついていたのに対して、戦後は一貫して知識優先の教育が行われてきたが、このタイミングで日本の学校教育において本格的にキャリア教育が実践に移されるようになった<sup>22</sup>。2004年には、キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議による報告書が出され、キャリア教育は「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度を育てる教育」と定義づけられた。と同時に、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」「キャリア教育推進地域指定事業」に予算が割かれ、キャリア教育の実践が体系化されていくことになる。2006年には、「キャリア教育推進の手引き」（文部科学省）が発行され、学校教育における共通認識のもとでの指導方法や方針が現場レベルで浸透していくように紹介されている。2006年に改正された教育基本法や、2010年に策定された教育振興基本計画においても、学校における職業に関する教育の推進が継続的に推奨された。2011年には、中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の中で、より一層のキャリア教育の充実が次のように提案されている。

子どもたちが将来就きたい仕事や自分の将来のために学習を行う意識が国際的にみて低く、働くことへの

20 小池孝範・小松田儀貞「社会的包摂の視点に基づく新たな「キャリア教育」の可能性 - 秋田県藤里町の就労支援の取り組みから -」秋田県立大学総合科学研究彙報、2014年

21 竹中哲夫『長期・年長ひきこもりと若者支援地域ネットワーク』かもがわ出版、2014年

22 石岡学『「教育」としての職業指導の成立—戦前日本の学校と移行問題』勁草書房、2011年

不安を抱えたまま職業に就き、適応に難しさを感じている状況があるなど、学校教育における職業に関する教育に課題が見られる。

子どもの進路選択において、保護者が進路や職業に関する情報を十分に得られず、また、学校における進路指導が、大学進学を第一としたものに偏りがちであるとの指摘もある。この背景にある、職業に関する教育に対する認識の不足や、ある時点での専門分野・職業分野の選択がその後の進路を制限するという消極的な固定観念から脱却し、職業に関する教育をより重視していかなければならないことを、社会全体で認識していく必要がある。

子ども・若者の変化として、職業人としての基本的な能力の低下や職業意識・職業観の未熟さ、身体的成熟傾向にもかかわらず精神的・社会的自立が遅れる傾向等、発達上の課題も指摘されている。若者の社会的・職業的自立や、学校から社会・職業への円滑な移行に向けた支援は、関係機関が連携して取り組むことが必要であり、その中で、学校が果たす役割が重要である。

こうした提言は、いわゆる社会的な自立を、学校卒業後の生徒に求める立場からの内容であるが、2000年以降に注力されてきた日本のキャリア教育のあり方を踏まえると、在学中に就職するための準備としてキャリア教育は充実するようになってきてはいるものの、就職後のキャリアパスや様々な理由でリタイヤを経験した者の再チャレンジについては今後の課題として挙げられるであろう。学校で学ぶ期間よりも就職後の期間の方が、人生という長いスパンで見ればはるかに長い。日本のキャリア教育は、夢や目標を児童生徒に持たせることに専心し、自由意志に基づいた進路選択・決定というテーマに集中した結果、就業後の生き方については支援が手薄になってしまった。リストラ等で失職した人々が「社会的排除」を受けるケースは、藤里町の事例を待たず、現代日本でよく見られる光景であろう。例えば、ホームレスの人々に話を聞いていくと、普通に会社員として生活していた日々が失職によって2度と正社員になれず、気づくと公園で寝泊まりしている、ということもある。われわれの社会には、いま、こうしたセカンドチャンスを獲得しにくい現状があり、誰でも一歩道を外れれば、ホームレスの人々のように行き場や活躍の場がない、「社会的排除」を受けざるをえないという現実がある。こうした意味で「社会的包摂」の観点から、日本の学校教育におけるキャリア教育を俯瞰するならば、学校卒業後の就業時に起こりうる様々なリスクについて、その可能性と対処方法を、キャリア教育において充実させることが肝要だと思われる。

## (2) 生徒指導

### ① 不登校児童生徒への対応・指導

昭和41(1966)年度からはじまった「学校ざらい」<sup>23</sup>の調査は、年間で50日以上欠席した児童生徒を対象に行われた。平成3(1991)年度からは30日以上欠席した児童生徒へと、欠席日数が引き下げられた。平成10(1998)年度からは「不登校」と呼称を変更し、年間で30日以上欠席した児童生徒を対象として調査した。

23 文部科学省「これまでの不登校への対応等について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/06042105/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/06042105/001.htm)

これまでの各年度の学校基本調査の結果によれば、平成10（1998）年度を境に、以後15年以上にわたって「不登校」を理由とする者の全児童生徒数に占める割合は、ほぼ横ばいの状態が続いている。「不登校」を理由とする者の全児童生徒数に占める割合が高いのは、全学校段階・学校種の中では中学校で、平成25（2013）年度の数字では31人に1人の割合で存在することになっている<sup>24</sup>。このデータが指し示しているのは、不登校の対策の成果が決して順調には出されてこなかったことである。

教育行政による不登校対策を、平成以降たどっていくと、まず平成4（1992）年9月に出された「登校拒否問題への対応について」（初等中等教育局長通知）の中で、不登校対策の基本的な視点、学校における取組、教育委員会における取組、関係機関との連携などが提言された。その後、平成8（1996）年7月に、中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）の中で、いじめ・登校拒否の問題の背景及び家庭・学校・地域社会の役割と連携について提言がなされた。平成9（1997）年3月には、増え続ける不登校生徒の実際に対応するべく、中学校卒業程度認定試験における受験資格の拡大を図るために、学校教育法施行規則の一部を改正し、登校拒否等の生徒についても中学校卒業程度認定試験の受験資格を与えようになった。平成10（1998）年6月には、中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」（答申）において、不登校は心の成長の助走期をとらえ、ゆとりを持って対応しようと提言した。平成13（2001）年度には、スクールカウンセラー活用事業補助が開始された（1995年度～2000年度はスクールカウンセラー活用調査研究事業）。平成15（2003）年3月には、「今後不登校への対応の在り方について」（不登校問題に関する調査研究協力者会議報告）が出され、「不登校の解決の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援すること」とされ、「学校に登校するという結果のみを最終目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することを目指すことが必要」と強調された。平成15（2003）年5月には、「今後の不登校への対応の在り方について」（初等中等教育局長通知）が出され、基本的な考え方、学校における取組、教育委員会における取組などについて通知がされた。平成16（2004）年4月には、「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」（通知）が出され、児童虐待と不登校の関係性に留意した支援・対応の提言を行った。平成17（2005）年7月には「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（通知）において、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する学校を認めるようになり、また同年の「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（通知）において、一定の要件を満たした上でIT等を活用した場合、校長は指導要録上出席扱い及びその成果を評価に反映できるようになった。平成21（2009）年3月には、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」が出され、高等学校における不登校生徒が、学校外の施設において相談・指導を受けている場合、指導要録上出席扱いとすることができるようになった。平成23（2011）年3月には、「不登校生徒に関する追跡調査研究会」発足し、基礎資料とするため、不登校生徒に関する追跡調査について検討・実施することになった。平成26（2014）年7月には、「不登校に関する実態調査～平成18年度不登校生徒に関する追跡調

24 文部科学省「平成26年度学校基本調査」



査報告書～」が出され、平成18（2006）年度に不登校だった生徒の5年後の状況等についての追跡調査が行われた。

このような不登校児童生徒に対する教育行政上の方針の経年変化をみていくと、いくつかの特徴が際立っている。まず、学校に通わないことを「学校ぎらい」や「登校拒否」と呼んでいた時期から「不登校」へと呼称変更したことによって、不登校児童生徒の問題の本質を、児童生徒の心の問題だけとしてとらえるにとどまらず、心の問題も含めた環境の問題など幅広い視野から要因を考えるようになったこと。次に、不登校児童生徒の割合が過去15年間でまったく回復の兆しが見えないことによる、弾力的な措置が後付けの連続であり、例えば指導要録上の出席要件の緩和を行ってきたということ（そして、平成26年以降にはじまった追跡調査）、が挙げられる。結果だけを見ると、どの対応も、不登校児童生徒数の割合を劇的に減らすことはできなかったということである。

これまでの不登校対策の中には、当然のことながら、不登校児童生徒の社会復帰を助ける方策も含まれているのだが、学校というシステムにそぐわなかった子どもに対して、教育行政側が用意するのは避難場所としてのフリースクール等や卒業資格や学習成果の保証を弾力的な措置を公的に認めることであり、ドロップアウトした場所に再チャレンジさせたり、学校というシステムの中で不登校児童生徒を産出しないようにさせたりすることについては方策に厚みがない。一見すると、スクールカウンセラーの導入は復帰に向けた実践的なプログラムのように見えるが、スクールカウンセラーの導入後に不登校児童生徒が劇的に減ったわけではない（ただし、スクールカウンセラー配置の意義は不登校対策にとどまるものではない）。

就業後に「社会的排除」を経験する人々の中には、児童生徒として学校に通っていた時期に不登校を経験した者がたくさんいる。一度、学校というシステムからこぼれ落ちてしまった児童生徒は、同様の困難に陥るリスクを抱えているといえる。これは、現代の若者の抱える「生きづらさ」そのものではないだろうか。だとするならば、学校というシステムをいわゆる「社会的排除」をしにくい「共同体」として再構成する必要があるだろう。

日本の子どもたちは、学校という社会で「社会的排除」を経験したり、そばで傍観したりしている。そして、学校がことあるごとに「社会的包摂」の精神を説きながら、その実、システムから漏れた時の脆弱さも、子どもたちは理解している<sup>25</sup>。彼らが学校を卒業後、社会で職を得て働くときに、職場での人間関係や振る舞い方のお手本とするのは、やはりそれまでの学校で培ってきた人間関係であろう。学校が「社会的排除」を暗に許容してしまうようなシステムを保つ限り、その後の彼らの人生にも「社会的排除」のリスクが据え置かれると言えよう。

## ② 「いじめ」の対応・指導

「いじめ」をきっかけとして「不登校」に陥る児童生徒もいる。「いじめ」は顕在化しないケースも多く、その場合、教師も「不登校」の原因として把握できないこともある。はじめに、これまで文部科学省が提示してきた「いじめ」定義の変遷を概観し、「いじめ」と「社会的包摂」の問題を論じる端緒としたい。

25 鈴木翔『教室内(スクール)カースト』光文社新書、2012年

【昭和61年度からの定義】

1 自分より弱い者に対して一方的に、2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、3 相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実(関係児童生徒、いじめの内容等)を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成6年度からの定義】

1 自分より弱い者に対して一方的に、2 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、3 相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成18年度からの定義】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。\*個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【平成25年度からの定義】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

なお、平成25(2013)年度以降は、「いじめ」の中に、犯罪行為として取り扱われるべきだと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるとされた。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であるとされた。

「いじめ」の認知件数(もしくは発生件数)は、ある年を境に急激に上昇する。その契機になっているのはたいていの場合、上記のような「いじめ」の定義自体が変更され、その調査に力を入れた時と、「いじめ」に関する重大な事件が起き全国的な調査をおこなった時との2パターンがある。ということは、「いじめ」の認知件数(もしくは発生件数)の数字は、学校による調査の力の入れ具合によって変動するので、現実にも、全国の学校で起きているであろう「いじめ」の発生件数を把握するのはかなり難しいと言わざるを得ない。

さて、昭和60年まで「いじめ」に関する省庁による統計調査は実施されていなかったが、その後は「いじめ」の定義を「弱い者を守る」という視点から再三にわたって見直しを重ねた。その結果、平成22年の『生徒指導提要』においては、これまでの様々な報告の総まとめの見解として、「原因を分析して、それに沿った対応策をとる」、「いじめは人間として絶対に許されない」、「心のサインを見逃さない(早期発見、早期対応)」、「いじめが起きたらアンケート・ヒアリング」をする等が、教育現場における共通認識として提示された。

これまで、いじめ問題は排除された弱者を守るという文脈で語られ、実際に「いじめ」が生じた場

合には第一義的にいじめられている子どもを教員が守ることが優先されてきたが、その一方で、いじめ問題が学校のシステムの問題（いじめる者、いじめられる者を生産するシステム）としては、あまり考慮されてこなかった、もしくは考慮しようとしたがうまくいかなかった、という点である。学校という多感な青少年の集団生活の場は、何かのバランスの不均衡から「いじめ」が生じやすいのは周知の事実である。起こった「いじめ」に対症療法的に対処することと、予防的に措置を講ずることとが両立するべきだろう。

## おわりに

秋田県藤里町の社会福祉協議会による「ひきこもり」支援から見えてくる、学校教育における様々な課題は、再チャレンジのための「居場所」作りである。現在のキャリア教育は、キャリアパスへの意識が芽生えてきたものの、まだまだ就職支援の域を出ておらず、就職後の長い就業人生を射程に収めているとは言いがたい。また、「不登校」「いじめ」などの生徒指導は、長い間、結局のところ成果を挙げられておらず、学校という社会でドロップアウトを経験した者たちが、成人後社会の中で再び挫折を味わう確率を押し上げている。そもそも、「不登校」問題にしても「いじめ」問題にしても、学校というシステムに内在する排他的な部分を、これまでいかなる方策によっても変えることができなかったことを示している。例えば、社会保障制度の内在的問題である弱者を弱者として保護してしまう仕組みと、学校という人間関係の中でいじめられた者を弱者として保護することには、類似の構造がみられるが、学校教育史140年の中で一度もこの課題を払拭できたことはない。

社会的排除という視点から、学校教育における「キャリア教育」、「不登校」、「いじめ」について論じてきたが、いずれも学校教育を巣立っていった成人期に、重大な影響を与えかねないトピックである。なかでも、「いじめ」「不登校」に関してはその後の社会参加という視点で捉えれば、その場限りの教育的対応だけで済ませていいのか疑問が残る。

学校という仕組みは、明治期に「効率性」を重視して導入されており、功利主義的な価値観を土台にして、個人の治産・立身出世というエンジンをぶら下げることによって、国民の就学率の向上を企図したという経緯がある。その時代から、学校の集団で学び生活するというスタイルにはマイナーチェンジはあれど、大幅な仕組みの変更はない。現在の学校は、個人の立身出世がその目玉として機能しているわけではなく、時代の変化とともに大きく、子どもたちや親の学校に対する想いも変わってきた。それどころか、国民の間で潜在的に社会階層が固定化・再生産されているとの議論もある<sup>26</sup>。こうした複雑な構造をもつ学校教育の諸課題にとって、秋田県藤里町の社会福祉協議会の「ひきこもり」支援のような、シンプルで、かつ効果的な取り組みは、非常に示唆に富んでいると言えるだろう。

26 荻谷剛彦『大衆教育社会のゆくえ』中公新書、1995

## 参考文献一覧

- NHK 「無縁社会プロジェクト」取材班編『無縁社会』文藝春秋、2010年
- 伊藤良高編『教育と福祉の課題』晃洋書房、2014年
- 大沢真理『社会的経済が拓く未来』ミネルヴァ書房、2011年
- 大山典宏『隠された貧困？生活保護で救われる人たち？』扶養者新書、2014年
- 北山夕華『英国のシティズンシップ教育』早稲田大学出版部、2014年
- 木村素衛『木村素衛全集』学術出版会、2014年
- 工藤啓、西田亮介『無業社会働くことのできない若者の未来』朝日新書、2014年
- 小松田儀貞「秋田県藤里町における社会的包摂型生活困難者支援の展開」(秋田県立大学ウェブジャーナル所収)、50-60頁、2015年
- 櫻井義秀編『現代タイの社会的排除』粹出版社、2010年
- 竹内常一、佐藤洋作編『教育と福祉の会合うところ』山吹書店、2012年
- 福原宏幸『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、2007年
- 三富紀敬『欧米の介護保障と介護者支援』ミネルヴァ書房、2010年
- 村田久行『ケアの思想と対人援助』川島書店、1994年
- 森田洋司監修『あたらなる排除にどう立ち向かうか』学文社、2009年
- 埋橋孝文『ワークフェア - 排除から包摂へ?』法律文化社、2007年

※本研究は、JSPS 科研費26381090の助成を受けたものです。